

新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針

令和2(2020)年4月2日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

国が令和2(2020)年3月28日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、本県における新型コロナウイルス感染症対策を更に推進するため、今後の基本的な対応方針を定める。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年11月策定)等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要がある。

1 基本的な方針

- ・新型コロナウイルス感染症が世界的な拡がりをみせる中、感染予防やまん延防止をはじめ、県民等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、国、市町、関係機関等と連携し、全県を挙げて取り組む。
- ・情報提供・共有、相談及びまん延防止策により、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者や基礎疾患有病者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限にすべく万全を尽くす。
- ・的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限に止める。また、事業継続計画に基づく社会・経済活動の維持に努める。
- ・なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

2 実施体制

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部は、市町対策本部と連携し、指定地方公共機関、関係機関・団体及び県民の協力を得ながら、新型コロナウイルス感染症に対する各種対策を推進する。

3 対策の重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 県民等に対し、正確で分かりやすく、かつ、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

<情報提供や呼びかけの例>

- ・感染者の発生状況等の正確な情報提供
- ・手洗い、咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底
- ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ

- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ
- ・国が作成した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」の周知
- ・感染者・濃厚接触者や感染者の診療に携わった医療機関・医療関係者、その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ

また、国、市町等との緊密な連携により、様々な手段により県民等に対してメッセージや注意喚起を行う。

- ② 情報発信に当たっては、国のホームページ等を紹介するなどして有機的に連携させるとともに、県の各種広報媒体やSNS等も積極的に活用し、迅速かつ積極的に県民等（在留外国人、外国人旅行者を含む。）への情報発信を行う。

また、企業や各種団体等とも連携して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くように、丁寧な情報発信を行う。

- ③ 市町と連携した感染拡大防止措置がより迅速かつ的確に講じられるよう、患者の発生地（市町名）等に関する情報を適切に提供する。

（2）相談

- ① 感染状況等を踏まえ、帰国者・接触者相談センター（広域健康福祉センター、宇都宮市保健所）や市町等の相談体制を拡充する。
- ② 外国人や聴覚障害者に対する相談体制を継続する。

（3）サーベイランス・情報収集

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② また、保健環境センターの検査体制の強化を図るとともに、保険適用の検査を実施する医療機関や民間検査会社等も活用した検査体制を構築する。
- ③ PCR検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

（4）まん延防止

- ① 積極的疫学調査により、濃厚接触者に対する健康観察（必要に応じて検査）、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を的確に把握する。
- ② 感染状況を踏まえつつ、クラスター対策や接触機会の低減など、的確なまん延防止策を実施する。また、必要に応じて、国に対し、クラスター対策にあたる専門家の派遣を要請する。
- ③ クラスターが発生しているおそれがある場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の

必要な対応を要請する。この場合、国と緊密に情報共有を行う。

- ④ 密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。

感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられる場合は、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。

その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ⑤ クラスタ対策を抜本的に強化するという観点から、広域健康福祉センターの積極的疫学調査の実施体制の強化に取り組む。感染状況に応じて、宇都宮市保健所をはじめ市町と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、クラスタの発見に資するよう、他の都道府県との迅速な情報共有に努める。
- ⑥ 医療施設や高齢者施設等において、職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知を行う。
- ⑦ 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑧ 公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策の徹底を呼びかける。
- ⑨ 職場等における感染の拡大を防止するため、労働者を使用する事業者に対し、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等と呼びかける。

（5）医療

- ① 感染拡大の状況に応じ、以下のように、柔軟な医療提供体制を確保する。
- ・現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
 - ・また、医師の判断により検査を実施し、患者が感染者と認められた場合には、当該医療機関を管轄する広域健康福祉センターや宇都宮市保健所との連携を密にとりながら、感染症法第19条に基づく感染症指定医療機関、入院協力医療機関への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し適切な医療を提供する。
 - ・外来医療について、患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支

障をきたすおそれがある場合は、感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化した上で、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備する。

- ・さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断するときは、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。
 - ・こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。
 - ・入院医療について、患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断するときは、国に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療の必要性が低い軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要と認めた場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。
 - ・また、自宅療養で、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、患者と同居家族等との接触を回避するなど、家族内感染のリスクを下げるための取組を検討し、必要に応じて実施する。
- ② オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じて、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。
- ・例えば、新型コロナウイルス感染症の重症患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、患者の状態も踏まえ、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。
 - ・専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
 - ・医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。
 - ・診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討する。
 - ・例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として必要に応じて設定する。
 - ・オーバーシュートに備え、県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制について、各都道府県と連携しながら検討する。
- ③ その他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適

切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを検討する。

- ・外国人が医療を適切に受けることができるよう、電話通訳やタブレット端末の活用に努める。
- ・法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間に配慮する。
- ・以上のような医療等の体制が整っていることを、医療関係者や医療機関等のみでなく、広く一般に周知し、適切な医療管理への協力を要請する。

(6) 経済・雇用対策

- ① 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響を注意深く見極めながら、国の緊急対応策等を活用し、必要かつ十分な対策を講じる。
- ② 事業者の対応等
事業者に対し、産業医や地域産業保健センターの協力を得て、従業員の健康管理、職場における感染予防策の徹底や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を要請する。
- ③ 県民、事業者への呼びかけ
ア 県民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な対応を呼びかける。
イ 食料品、生活関連物資等の価格を高騰させないために、事業者に対して、買占めや売惜しみが生じないように調査・監視するとともに、必要に応じて関係団体等への指導及び相談窓口の設置等の要請を行う。

(7) その他重要な留意事項

- ① 人権等への配慮
ア 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
イ 海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
ウ 各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮する。
- ② 物資・資材の供給
ア 感染防止や医療提供体制の確保のため、国が購入して確保したマスクや優先供給スキームによる消毒薬について、必要な医療機関や介護施設等に優先的に配布する。
- ③ 関係機関との連携の推進
ア 国、隣接県、市町、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ④ 社会機能の維持
ア 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるように公

益的事業を継続する。

イ 医療機関等におけるトラブル、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

ウ 混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

⑤ 緊急事態措置の実施

ア 国においては、今後の状況が、緊急事態宣言の要件に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとしている。

また、国は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言するにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で行うこととしている。

イ 県としては、上記アによる国の緊急事態宣言により、実施区域に指定された場合は、県民の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面を踏まえ、必要な緊急事態措置を実施する。

⑥ その他

ア 国においては、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、県においても、これに準じた対応に努める。